

令和3年第2回 邑南町議会定例会（第2日目） 会議録

1. 招集年月日 令和3年3月1日（令和3年2月18日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和3年3月5日（金） 午前9時30分
 散会 午前10時23分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均	3番	平野 一成	4番	和田 文雄
5番	宮田 博	6番	漆谷 光夫	7番	大屋 光宏	8番	中村 昌史
9番	日野原 利郎			11番	辰田 直久	12番	亀山 和巳
13番	石橋 純二	14番	三上 徹	15番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 14名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均	3番	平野 一成	4番	和田 文雄
5番	宮田 博	6番	漆谷 光夫	7番	大屋 光宏	8番	中村 昌史
9番	日野原 利郎			11番	辰田 直久	12番	亀山 和巳
13番	石橋 純二	14番	三上 徹	15番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋 良治	副町長	日高 輝和	総務課長	三上 直樹
		地域みらい課長	田村 哲	財務課長	白須 寿
町民課長	渡邊 庸子	福祉課長	小笠原 誠治	農林振興課長	大賀 定
商工観光課長	寺本 英仁	建設課長	上田 修	水道課長	三上 和彦
医療政策課	口羽 正彦	保健課長	土崎 しのぶ	会計課長	上田 康典
教育長	土居 達也	学校教育課長	高瀬 満晃	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 柳川 修司 事務局統括課長補佐 小形 めぐみ

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
1番	大和 磨美	2番	瀧田 均

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

令和3年第2回邑南町議会定例会議事日程(第2号)

令和3年3月5日(金) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第6号 指定管理者の指定について
(堆肥化処理施設(茅場処理場)の指定管理者の指定)

議案第7号 指定管理者の指定について
(堆肥化処理施設(基幹処理場)の指定管理者の指定)

議案第8号 指定管理者の指定について
(育苗施設の指定管理者の指定)

議案第9号 指定管理者の指定について
(農林水産物集出荷貯蔵施設の指定管理者の指定)

議案第10号 指定管理者の指定について
(木質バイオマスチップ製造施設の指定管理者の指定)

議案第11号 指定管理者の指定について
(青少年旅行村の指定管理者の指定)

議案第12号 指定管理者の指定について
(三江線鉄道公園の指定管理者の指定)

議案第13号 指定管理者の指定について
(阿須那公民館戸河内分館の指定管理者の指定)

議案第14号 邑南町課設置条例の一部改正について

議案第15号 邑南町情報通信施設条例の一部改正について

- 議案第 16 号 邑南町特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 議案第 17 号 邑南町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第 18 号 邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正について
- 議案第 19 号 邑南町斎場条例の一部改正について
- 議案第 20 号 邑南町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第 21 号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 22 号 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について
- 議案第 23 号 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正について
- 議案第 24 号 邑南町日本一の子育て村推進基金条例の一部改正について
- 議案第 25 号 邑南町研修施設条例の一部改正について
- 議案第 26 号 邑南町香賓館条例の廃止について
- 議案第 27 号 邑南町地域福祉基金条例の廃止について
- 議案第 28 号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 29 号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について
- 議案第 30 号 町道路線の廃止について
- 議案第 31 号 町道路線の認定について
- 議案第 32 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議案第 33 号 令和 2 年度邑南町一般会計補正予算第 1 4 号について
- 議案第 34 号 令和 2 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 35 号 令和 2 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 4 号

について

議案第 36 号 令和 2 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号について

議案第 37 号 令和 2 年度 邑南町 下水道事業特別会計補正予算第 4 号について

議案第 38 号 令和 2 年度 邑南町 水道事業会計補正予算第 5 号について

議案第 39 号 令和 3 年度 邑南町 一般会計予算について

議案第 40 号 令和 3 年度 邑南町 国民健康保険事業特別会計予算について

議案第 41 号 令和 3 年度 邑南町 国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について

議案第 42 号 令和 3 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第 43 号 令和 3 年度 邑南町 下水道事業特別会計予算について

議案第 44 号 令和 3 年度 邑南町 電気通信事業特別会計予算について

議案第 45 号 令和 3 年度 邑南町 水道事業会計予算について

令和3年第2回 邑南町議会定例会（第2日目）口述書

【令和3年3月5日（金）】

—— 午前9時30分 開議 ——

開議宣告

●山中議長（山中康樹） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長（山中康樹） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。1番、大和議員、2番、瀧田議員、お願いをいたします。

日程第2 議案の質疑

●山中議長（山中康樹） 日程第2、議案の質疑。これより、議案第6号から議案第45号までの質疑を行います。はじめに、議案第6号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第6号の質疑を終わります。続きまして、議案第7号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第7号の質疑を終わります。続きまして、議案第8号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第8号の質疑を終わります。続きまして、議案第9号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第9号の質疑を終わります。続きまして、議案第10号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第10号の質疑を終わります。続きまして、議案第11号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第11号の質疑を終わります。続きまして、議案第12号、指定管理者の指定についての質疑にあたりまして中村議員に直接の利害関係がある事件であると認められますので地方自治法第117条の規定によって中村議員の退場を求めます。

（除斥議員退場）

●山中議長（山中康樹） それでは、議案第12号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第12号の質疑を終わります。ここで退場されております中村議員の入場を求めます。

（除斥議員入場）

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第13号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第13号の質疑を終わります。続きまして、議案第14号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第14号の質疑を終わります。続きまして、議案第15号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第15号の質疑を終わります。続きまして、議案第16号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第16号の質疑を終わります。続きまして、議案第17号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第17号の質疑を終わります。続きまして、議案第18号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第18号の質疑を終わります。続きまして、議案第19号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第19号の質疑を終わります。続きまして、議案第20号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第20号の質疑を終わります。続きまして、議案第21号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第21号の質疑を終わります。続きまして、議案第22号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第22号の質疑を終わります。続きまして、議案第23号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第23号の質疑を終わります。続きまして、議案第24号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第24号の質疑を終わります。続きまして、議案第25号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第25号の質疑を終わります。続きまして、議案第26号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第26号の質疑を終わります。続きまして、議案第27号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第27号の質疑を終わります。続きまして、議案第28号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第28号の質疑を終わります。続きまして、議案第29号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第29号の質疑を終わります。続きまして、議案第30号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第30号の質疑を終わります。続きまして、議案第31号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第31号の質疑を終わります。続きま

して、議案第32号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長（山中康樹）** 無いようですので、議案第32号の質疑を終わります。続きまして、議案第33号から議案第45号に対する質疑に入ります。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。はじめに、議案第33号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●**大屋議員（大屋光宏）** 7番。

●**山中議長（山中康樹）** 7番大屋議員。

●**大屋議員（大屋光宏）** はい。ページが12ページです。邑南町地区別戦略資金貸付金元金収入について。これは基金から500万の貸し付けを行って、本年度から50万円ずつ10年返してもらう予定であったものが、新型コロナウイルスの影響で返すのが難しいので、50万今年は返さなくていいので、それを最後の年に持ってくるというか、今年は猶予した形にして、返済期間を変えるということだと思います。これについて、これができる条例等の根拠を教えてください。それと、これは基金があったんですが、新年度予算で貸し付けが終わったので、基金を崩したことになっているので、一般会計だと出てくると思うんですけど、他の奨学金等において基金で管理しているものは返済猶予した場合は予算には出てこないと思うので、他の奨学金基金の医療とか一般のもの農業関係あると思うんですけど、そういう基金で同じように新型コロナウイルスの影響で返済が難しいのでっていうことで償還を変えたものがあるかどうか、2点お願いします。

○**田村地域みらい課長（田村哲）** 議長、番外。

●**山中議長（山中康樹）** 田村地域みらい課長。

○**田村地域みらい課長（田村哲）** まず1点目の質問について、地域みらい課の方から答えさせていただきたいと思います。議員さんが言われように、これについては、前期の地区別戦略が終了したことに伴いまして、まずは廃止ということでございます。ただ、これの資金を使っていたのが、日貫地区1地区ということで、500万円の貸し付けが残っております。これの返済が1年猶予されて、今年度から返済開始というでありましたけれども、これについて、今回諸事情によりというより、コロナに関連してなかなか営業が困難だということで申し出がありまして、内部で協議した結果、町長判断で今年度についてはいただかなくて、次年度以降の10年間に繰り下げたということでございます。根拠ということでございますが、廃止条例の附則の方に、この条例の施行の日の前日において、現にこの条例による廃止前の、邑南町地区別戦略資金貸付基金条例の規定により、貸付けられた地区別戦略資金の貸付対象等貸付条件及び繰上償還についてはなお従前の例による、ということです。貸付条件のところに、第2項のところに、町長は、災害等やむを得ない事情により貸付金の償還

が困難であると認める場合は、償還を猶予し延長し又は免除することができる、ということで、この事を根拠に今回は猶予したということでございます。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 2点目の同様の貸し付けを内容とする基金について、徴収猶予等を行われてかという点でございますが、他にはそういう事例はございません。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） それぞれ、条例に基づいてやっていることなので、いい悪いは無いんだと思います。ただ、今回こういうのが出てきて初めて他の条例も見た時に、一般の奨学生についても相談すれば、いろいろな方法はあったのかな、苦しくてもきちんと返された人、それぞれの事情はわからないんだと思います。なので、町の姿勢として本来であれば、コロナ対策でこういう困ったことがあれば、こういう対応ができますよということで相談して下さいというようなことを、告知すべき話なのかな、相談があればっていうことはどうなのかなと思いました。ただ、これは感想なので。質問として、もう条例がなくなっているので、やるやらないは町長判断なのかなと思ったところで、従前の例によるということなので、今回は条例に基づいて、議会としても委任しているので、それに基づいて事務を進めたということで、議案を可決しなければそれができない訳じゃなくて、もうすでにそういうことができ予算として減ることなので、議案として出てきているという順番でと理解していいんだと思うんですけど、それでいいのかというのが1つと、あと判断するにあたっては経営上のことなので、いい悪いっていうときに、どこまでの書類をこういう場合は徴収するものなのか、されたのか教えて下さい。具体的に、収支計画であるとか、償還がたいへんだよという町長が判断するにあたって、どういう書類が必要とされたかを教えて下さい。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 1点目の件につきましては、今回の判断につきましては、規程の条例等に基づいて行っておりますので、それで決定をして予算に計上しております。以上です。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

○田村地域みらい課長（田村哲） 貸し付けを行った際に契約書と言いますか、それを貸付者に対し締結をしております。その中に、疑義が生じた場合には協議するということが文言がありますので、それに基づいて協議書が上がってきたということでございます。その中

で、コロナという状況は明らかなんですけれども、それによって、こういった状況で今の収益が落ち込んでいるのか、というところの判断は財務状況を見させていただいて、判断したということでございます。

●山中議長（山中康樹） その他質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第33号の質疑を終わります。続きまして、議案第34号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第34号の質疑を終わります。続きまして、議案第35号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第35号の質疑を終わります。続きまして、議案第36号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第36号の質疑を終わります。続きまして、議案第37号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第37号の質疑を終わります。続きまして、議案第38号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第38号の質疑を終わります。続きまして、議案39第号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●宮田議員（宮田博） 5番。

●山中議長（山中康樹） 5番宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 予算書の121ページ。いこいの村及び香木の森公園の基金の管

理費ということで、4,000円の計上がされております。これも委員会等々で議論もして参りました。昨日の委員会でも、基金残高というのは、残高があるから積まなかったというような答弁をいただいたところですが、基金条例 条例を見ますと第2条をみますと、基金として積み立てている額は当面度予算で定めた額とするように条例ではなっていますが、この基金の目標額、例えば財政調整基金でしたら、5億円を目標をしているというような答弁をいただいておりますが、この基金自体に目標額があるのかどうか、おたずねします。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） いこいの村及び香木の森公園の基金の目標額という点でございしますが、現在の段階では持っていないということが実際でございします。ですが、今後につきましては、長期的にどういった修繕等あるいは施設の整備が必要なのかということを検討しまして、それをもとに目標額を定め、それに基づいて基金を管理していきたいと考えています。

●山中議長（山中康樹） 5番宮田議員。

●宮田議員（宮田博） この背景というものも、基金の背景についても縷々議論もしてきました。これまでは、いわゆる施設を管理していただいたかたからの納付金というものが充当されておりましたが、今回指定管理の公募に当たりましては、当初は納付金は公募の段階では無いといいながらも、昨日の説明においてはこれから数年間納付金は払えない、いただくことができない説明もありました。納付金を前提としてない公募であれば、これは当然に、予算の時に町がしかるべき額を積んでいく、従来のような1,500万円とかという額で無く、本当に必要な額と思うものを積んでいく本来の姿ではないかと思っておりますがいかがですか。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 目標額がありまして、それに基づいて基金を管理する上では、毎年予算を計上して、基金を積み立てるとというのが、本来の姿だと思いますが、今のところは、そういった管理ができておりません。来年度の予算につきましては、基金の積み立ては計上しておりませんが、そのほかに一般財源で、施設の修繕等を行っております。財政の状況もございまして、今のところは積立金を確保出来なかった、これは後付けの理由というところもありますが、そういった整理をしております。

●山中議長（山中康樹） 5番宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 今課長の方から、後付けの理由というコメントがありますが、ま

さにそのとおりではないかなと思います。やはり過去これまでのいろいろな契約の中で、踏襲されてきた納付金ということの、これが隠れた契約的なものになっていたから、いろいろな問題点も今回露点したのではないのかなと思います。この決定については、先々議論もあろうかと思いますが、いずれにしても、こういう財政的に厳しい時に、基金が1,200万くらいとだと思いますが、それでなんかがあった時に、一般財源から対応出来るかと考慮しながら、基金は適正な管理をすべきだと思います。もう1点いいですか。同じページにありますが、香木の森公園の施設改修事業。臨時交付金を使って3,300万余りの予算計上をされており。その他に、2事業ヘルスツーリズム事業とかふれあい公園の遊具整備事業。ツーリング事業は、2年度の補正であったと思いますが、いずれにしても6,000万を超す予算がこの周辺に計上されており。これは臨時交付金であるから、ということもあろうかと思いますが、来年度の「誰ひとりとり残さない」というようなテーマを掲げるのであれば、もうすこし幅広い、例えば日和地区の公衆トイレあたりも何年も何年も要望されておっても未だに設置がされない、あるいは、今回もいろいろとカーボンオフの関連の提案もありましたが、災害時の対応できるエコカーの購入であるとか、もう少しそういったものに、視点を置いて財政振り分け、いかにしてもこの特定の地域に6,000万円というのは、財政規模からして大きいのでは無いかと思います。いかがですか。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 先ほど御指摘のありました香木の森公園の改修事業などがございますが、ふるさと公園の遊具につきましては、瑞穂地域の方で整備をさせてもらおうと思います。今回こういった事業の予算計上をした大きな目的というのは、コロナ禍で打撃をいろいろな業種が受けている訳ですが、時点時点で旅館・飲食業あるいは中小企業あるいは農林業に対して、補助事業を臨時交付金で創設いたしまして実施して参りました。ただ、現在のところまで観光業に対して、非常に町の経済に対して影響がある中で、今まで支援ができていなかったということで、今回新たに臨時交付金の3次配分がありましたので、それを契機に検討して予算計上しております。他にも、打撃を受けてお困りの業種の方あるいはそういった方がいらっしゃると思います。臨時交付金に余裕といいますか、まだ配分枠を完全に使いきっておりませんので、そういった財源を利用して、またそういった方々への支援を検討してまいりたいというふうに考えております。

●山中議長（山中康樹） 5番宮田議員。

●宮田議員（宮田博） はい、非常に前向きな御答弁をいただいたと思います。特に、香木の森公園の施設改修工事。この中で、コメントがあるには、コロナ禍で疲弊した観光を再興という、確かにそうだと思いますが、その温室のガラスの改修辺り、過去の入込客数なんかずっとみておると、コロナ以前にかなり疲弊もかなりしてきているということもある。設備が悪いのかどうか、これも十分に精査しなければなりません。そのことも含めながらも、今のような永年不便をかけておられる地域のみなさんが特に平日は公民館等の利用

ができるだが、休日の時はなんかは利用できる場所がないと言うような、意見交換会で出て挙げてあるはずですが、今回どこを探しても出てなかったのも申し上げておきます。幅広い目線での予算編成をして欲しい。以上です。

●山中議長（山中康樹） ほかに質疑はありませんか。

●三上議員（三上徹） 14番。

●山中議長（山中康樹） 14番三上議員。

●三上議員（三上徹） 一般会計予算117ページです。予算審査の時に聞いとけばよかったです。たまたま一般質問の資料集めをしている時に思ったんですけども、農林商工等連携サポート事業というものがございまして、平成23年から突如始まったような事業でございましたけれども、だんだんにいろいろなことが移り変わってきております。そういう中の、6, 272万という内容がようわからんわけですよ。見ると合計すると3点位あるんですけども、全部が何々委託委託になっておりますので、その仕事というか内容を聞いてみたいと思います。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 農林商工等連携サポート事業費の内訳の説明をさせていただきます。まず01農林商工等連携サポート事業でございまして、これは地域おこし協力隊の活動に対する支援ということで、委託費を組んでいるのと、地域おこし協力隊の報酬費というふうになっております。支援に関しましては、耕すシェフという料理の研修制度に委託しております。その内容としましては、料理等を通じましての起業支援になっております。仕事づくりセンター事業費でございまして、仕事づくりセンター事業費につきましては、主には仕事づくりセンターでの相談業務のセンター長の人件費が主な事業費になっております。食の学校事業費でございまして、こちらの方も一般社団法人ビレッジブライドおおなんの方に、委託しております。こちらの方は邑南町の、郷土料理・新商品開発そういったところの料理教室等の事業に当てております。以上となります。

●山中議長（山中康樹） 14番三上議員。

●三上議員（三上徹） 今ここに出るのはわかるわけよ。仕事づくりセンターにしても、食の学校にしてもわかるんですけど、全部ひっくりまれの6, 272万の、まあ地域おこし協力隊については、だいたいわかりました。3項目くらいについて全部委託になつてる。それを聞いたんです。1つは地域おこし協力隊、もう1つは料理・起業への委託だったか、もう1つはなんですか。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 農林商工等連携サポート事業の中には、まずビレッジブライドおおなんにサポートの委託というものが入っております。それから地域おこし協力隊の本人への報償費というものが入っております。仕事づくりセンター事業費というのは、主な予算はセンター長の、はい、食の学校は、あ、6、200万の内訳は、まずはビレッジブライドおおなんへの委託費と地域おこし協力隊の本人への報償費の2つに分かれております。

●山中議長（山中康樹） 14番三上議員。

●三上議員（三上徹） いやいや2つに分けられとる、3つあるけえその3つのもう1つを聞きようるんだけえ。

●山中議長（山中康樹） 暫時休憩と致します。

—— 午前 時 分 休憩 ——

—— 午前 時 分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再会します。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 大変失礼致しました。農林商工等連携サポート事業費でございますが、地域おこし協力隊の報償費3,360万円、研修業務委託費2,250万円、地域おこし起業人委託費559万円、事務費38万6,000円となっております、耕すシェフの研修生は13名在籍しております。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） すいません、委託費に絞ってその内訳を説明させていただきますが。1つは耕すシェフの研修事業委託料で、ビレッジブライドへの委託料。それから商工会へ今回地域おこし協力隊1名仕事づくりセンターの関係で配置いたします。その関係の商工会への委託料。それからもう1つは、地域おこし起業人の関係で、起業側への委託料とそれから地域おこし起業人実施する事業の委託料がその中に含まれております。以上でございます。

●山中議長（山中康樹） 三上議員4回目ですが、ええですか。答弁不十分の場合。いいですか。はい。それでは、ほかじゃなかったんだ、すいません、7番大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 3点お願いします。いずれも商工観光課です。それぞれ聞くチャンスはあったんですが、なんか違和感があって、何がおかしいかよくわかんなかったので、やっとなんとなく言葉に出来そうなので聞きます。まず120ページ121ページの先ほども出ましたが、香木の森公園施設改修事業ということで、温室を改修と苗の販売等だったと思うんです。指定管理において、管理先の町の条例上に載ってて行う事業とそこが行う自主事業があるんですよ。基本的には、自主事業で利益をあげて施設の運営をしてください、というのが基本スタンスなんだと思います。なので、いこいの村は泊まり等が基本的な事業で、宴会等とかは自主事業と言われて、そうなんだと思ったんですけど、香木の森については、苗を育てて販売するとかグッズを販売するっていうのは、指定管理を受けている観光協会の自主事業だと思うんですけど、自主事業は町がお金を出す必要はないと思うんですけど、今回はどういう整理がされているか、本来は町が負担すべきお金ではないと思うんですが、観光協会の自主事業に対してお金を出すということではないかと思うんですが、この整理がどうなっているか教えてください。それと122、123ページの瑞穂ハイランド再建プロジェクト事業です。これもすいません、私が都合で休んだりしたので、既に説明済みだと思いますが、弁護士が後継企業スポンサーを探すことに対して、直接的なり間接的に補助金が出るのか。補助金は委員会でも聞いたとおり、憲法までかどうかわかりませんが、憲法なり補助金適正化法、もしくは地方自治法等に基づいて、その公平性とかそういう観点からこういう自己破産の案件に対するものに対して、弁護士費用を町が補助するのは、そういう法律に抵触するんじゃないですかとの質問には、直接答えを聞いていないので、予算がそのまま出ているので大丈夫だと思うので、大丈夫だという理由を教えてください。それと戻りますが、60、61ページで。日本A級グルメ連合負担金。まあこれは、連合審査でも聞きました。その中でも、ちょっとここでも話をしてたんですが、食と農人材育成センターがまだあるのか、それがビレッジブライドおおなんに代わったのか。このあたりはいち民間企業っていうことで、そこが名前が変わろうが、名前が変わったという報告があったと思うんですが、どういう会社でどうとかっていうのは、議会側も把握していないし説明もないと思うんですが、香夢里等を公募等によって応募されてそこに指定管理を出すっていうのは手続き上何も問題はなかったと思うんです。それ以外に、やたらめったら知らないうちにじゃないですが、そこの委託をするっていうのが集中していると思うんですが、たくさん業者がある中で、なぜその今でいうビレッジブライドおおなんにばかりするのか。例えば委員会でも聞いたんですが、新たな補正でヘルスケア事業でしたか、するのに香木の森で行う事業であれば、観光協会に事務費を出したり委託をすれば経費が安くて済むと思うんですけど、それをビ

レッジブライドおおなんの方に事務委託だったと思うんです。そういうふうに、よく似た団体があって同じ場所ですのに、あえて違うところを選ぶっていうのは、どういう選び方でそこに公平性とか根拠があるのか教えてください。3つです。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） はい、3点に質問にお答えします。1点目でございますが、ガラス温室の考え方ということだと思います。ガラス温室というのは町の財産ということで、町が直していくということが当然ではないかと考えています。その中で確かに、苗の販売・クラフト館でのグッズ販売等は自主事業になりますが、自主事業と指定管理料、現在2,000万円の公園管理費を町の方から支出しておりますが、合わせもったところでの生産を考える中で事業の指定管理料が2,000万円で足りているのか足りていないのかを積算しておりますので、そのあたりは問題ないのではないかと考えおります。2点目の瑞穂ハイランドの管財人さんに間接的でも、町の財源が出ていいのかということですが、これは管財人の井上弁護士に確認をしましたところ、破産法・地方自治法の観点からみると問題ないという認識をしております。そのことを受けまして、本庁の顧問弁護士の方にも確認をしましたが、その中では確実に決まるとか、補助金の公益性とか有効性というものは、しっかり町の方で判断してやっていかないといけないということで、いろいろな判例を確認しまして、その中でもこの補助金にたいして問題ないということで、予算の計上をさせていただいております。つづきまして、ビレッジブライドおおなんの委託事業が多いのではないかと質問ではないかと思いますが、ビレッジブライドおおなんに委託をしておりますのは、商工観光課としましては食の学校、それから耕すシェフの研修生徒の委託事業、それからふるさと納税の事務委託、それから日本A級グルメの事務局を5自治体でやっていただいております。その中で、A級グルメ関連の耕すシェフ・食の学校に関しましては、従来観光協会とビレッジブライドおおなんは同一の会社でございます。そこの方に観光協会の方に委託してる中で分社化して、元々随契といいますか、観光協会でなくてはならないできない業務でした。調理実習等の研修というのは、そのまま引き継がれて、耕すシェフの研修制度・食の学校というのは、委託をしている状況でございます。それから、日本A級グルメのまち連合にかんしましても、この目的は地域おこし協力隊、特に耕すシェフの料理人を募集するということ、5自治体の主な目的となっておりますので、そのことを考えますと料理のA級グルメの研修をしておりますビレッジブライドおおなんに事務局をしていただくのが、一番有効的ではないかというふうに考えております。ふるさと納税に関しましては、最初の町内での事務委託をする場合に募集をかけまして、公募でビレッジブライドおおなんがふるさと納税の事務委託をやられるということですので。以上となります。

●山中議長（山中康樹） 7番大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 1個1個確認をさせていただきます。まず、香木の森公園の改修事業について、指定管理の話をした訳じゃなくて自主事業と町がすべき事業とかきちっと分け

られて、お金が使われるかという話です。温室は町のものであれば、町が直すことは妥当だと思うんですが、じゃ、苗の販売やグッズ販売は自主事業なので、補助金は今回はそこに関しては一切使われない。販売するための何か棚を作るとか、中をそういうふうにするには、この補助金は一切使われなくて、あくまでも外のハウスの改修だけであるでいいかということです。それと、瑞穂ハイランドについて、すみません、こういう答弁をされると非常に困るんですが、判例等調べて弁護士にも聞いて町として妥当と認めましたと言われると後はおまえ調べろと言うことですかということです。意味分かりますよね。これ聞いてもみんなわからない訳じゃないですか。判例等調べてこうこうこうなので、大丈夫ですという間をきちっと教えていただければと思います。それから、ビレッジブライドおおなんについては経緯を聞いたんじゃないかと、そこに委託するときの公平性等をどういうふうに担保してあるのかということです。ふるさと納税等は公募がかけられて、結果としてビレッジブライドおおなん募集されたのは、ホームページ等でわかるんですが、そのほかについて関連性が高いからそこをお願いしますということであれば、1個取れば全部取れるのかという話になって、そういう話で最初から委託してあるかということになると思うんです。他の民間企業は、一切入る余地がないのかということになると思うんです。そういう意味で、公平性がどのように担保してあるか教えてください。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） まず、ガラスハウスにつきましては、基本的にはガラスハウスのみの改修ということで、グッズ販売等の棚とかそういったものに充てる予定はございません。つづきまして、瑞穂ハイランドの判例の方は具体的に、今資料を持ち合わせておりませんので。

●大屋議員（大屋光宏） 議長いいですか。あの判例を持ち合わせていないじゃなくて、判例を見てこういうふうに判断したんだから、こういうふうに判断しましたと言えればいいんじゃないですか、ということです。読んでなにかを感じて判断をされたなら、それを今しゃべってもらえれば済む話じゃないですか。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 基本的には判例の中では公共性があれば、自治体の長が認めれば大丈夫だということが書いてありましたので、そういったところを判断しまして、大丈夫だという認識を持っております。つづきまして、ビレッジブライドおおなんに対して公平性があるのかということでございますが、A級グルメをやる上で香夢里という指定管理施設をビレッジブライドおおなんが指定管理しています。その香夢里の中の目的には、料理の研修とかA級グルメを推進するということの事業がレストラン以外にもございます。そういった中では町の施設を管理して研修施設を管理しているということは、ビレッジブライドおおなんに耕すシェフの研修制度を委託するというのは、問題はないかと考えています。以上となります。

●山中議長（山中康樹） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 温室については整理がされているということです。しつこくてすみません。一番聞きたいところがいつも答えてもらえないんですが、瑞穂ハイランドについては、ようは判例で公共性があるって自治体の長が認めれば出来る。これはわかりきっている話であって、地方自治法にも補助金を出すには、公益性があることであるのは基本なので、その公益性をあるということをどういうふうに判断したのか聞きたいわけです。今回どういうふうにここに公益性があるのか判断しましたということを教えてください。それとしつこくてすみません。もう堂々巡りの話です。ビレッジブライドおおなんについて、香夢里に指定管理をしたので関連性が高いので、地域おこし協力隊とは委託していますということだったんですけど、香夢里を指定管理に出す時に他の施設もみな同じです。地域おこし協力隊の研修ってというのは、指定管理を受けた先が独自にするものである。地域おこし協力隊の委託料ってというのは、関連があるところにいくんじゃなくて、研修としてそれぞれの先に行く。香夢里はその当時の食と農の人材育成センターは委託を受けたので、取れば有利じゃないですか言ったら、運営の利益によって研修をするという義務を指定管理上の条件ですっていうことで整理されています。なので、ややこしくしてすみません。地域おこし協力隊の委託と指定管理とは一切関係がない、地域おこし協力隊の活動費によって、香夢里を運営したり、そこにいる研修生の活動費を出すんじゃなくて、香夢里を第3者が全く違う民間会社が受けても、例えば僕が会社をつくって受けたとしても、研修費、委託料は貰えないけど、自らの利益によって研修をさせる、それが条件ですっていうのが出すときの議論だったです。後から関連があるので出してます、なりたない議論なんだと思います。第3者からみてもきちっと公平性が保たれているんですかっていうことを聞いている訳です。ここに出す理由とかいろんな事業を出すけれど、説明がきちんとつきますかっていうと、堂々巡りをすることは、異常に違和感を一般的には感じるんだと思います。補足なり説明がしていただければしていただきたいです。3回目なので、これ以上聞きませんが、お願いします。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） はい。まず、瑞穂ハイランドの件でございますが、公益性等ということに関しましては、瑞穂ハイランドは西日本最大のスキー場ということで、町外に出ますと邑南町イコール瑞穂ハイランドというイメージがございます。そういった意味では、町のブランドイメージを上げるということでは、非常に公益性があるというふうに認識しております。また、もし瑞穂ハイランドが再開をすれば固定資産税とか土地代も町へ入ってきます。こういったものが、数年入ってくることになると、多大なる町民の財産にも町の財産にも影響あるということで、公益性は担保されているのではないかというふうに考えております。つづきまして、地域おこし協力隊の、まあ、その、香夢里のレストランは指定管理をして、レストラン営業をしております。レストラン営業の売り上げと研修費というのは、決算の方で仕分けの方はしております。なぜ、ビレッジブライドおおなんでないののかという質問だと思いますが、ビレッジブライドおおなんは、ずっとA級グルメを

平成23年から始めた時に、食の研究施設AJIKURAというものを作って、そこから今、香夢里の方に町の建物の方に移っている訳で、その中で町の研修をやっていくという上では、食の学校、香夢里、そういったところと連携をしていく上では、非常に、ビレッジブライドおおなんに委託を出していくということが、有効性があるというふうに認識しております。なおかつ、研修を行うという指導が出来るというのは、ただ料理を知る得るだけではありませんで、起業支援というところもやっていかないといけないと思います。そういったところが、町内の他の事業所で出来るところがないというふうに考えております。また、香夢里だけで出来ない研修につきましては、町内の飲食店等とも連携していきながら、研修をしていきますので、総合的なただ料理を教えるだけでなく、総合的な研修をサポートするという事業は、ビレッジブライドおおなんが一番適正でないかというふうに考えております。以上であります。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 1点目の瑞穂ハイランド再建プロジェクト事業費の公益性という点でございますが、予算を計上するに当たりまして、これも1つの疲弊している観光業の再興ということで、計上いたしました。瑞穂ハイランドは地域経済へも非常に大きな影響がございます、ここが再建されるということは、地域経済にとっても非常に大きな効果があるということで、公益性があるというふうに理解しております。

●山中議長（山中康樹） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第39号の質疑を終わります。続きまして、議案第40号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第40号の質疑を終わります。続きまして、議案第41号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第41号の質疑を終わります。続きまして、議案第42号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第42号の質疑を終わります。続きまして、議案第43号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第43号の質疑を終わります。続きまして、議案第44号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第44号の質疑を終わります。続きまして、議案第45号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第45号の質疑を終わります。以上で、議案第6号から議案第45号までの質疑は、すべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 散会宣告

●山中議長（山中康樹） 以上で、本日の日程は全て議了いたしました。本日は、これにて散会といたします。

—— 午前10時23分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員